

死因究明拠点整備モデル事業について

死因究明拠点整備モデル事業

令和5年度予算案(令和4年度予算額)
47,507千円(47,507千円)

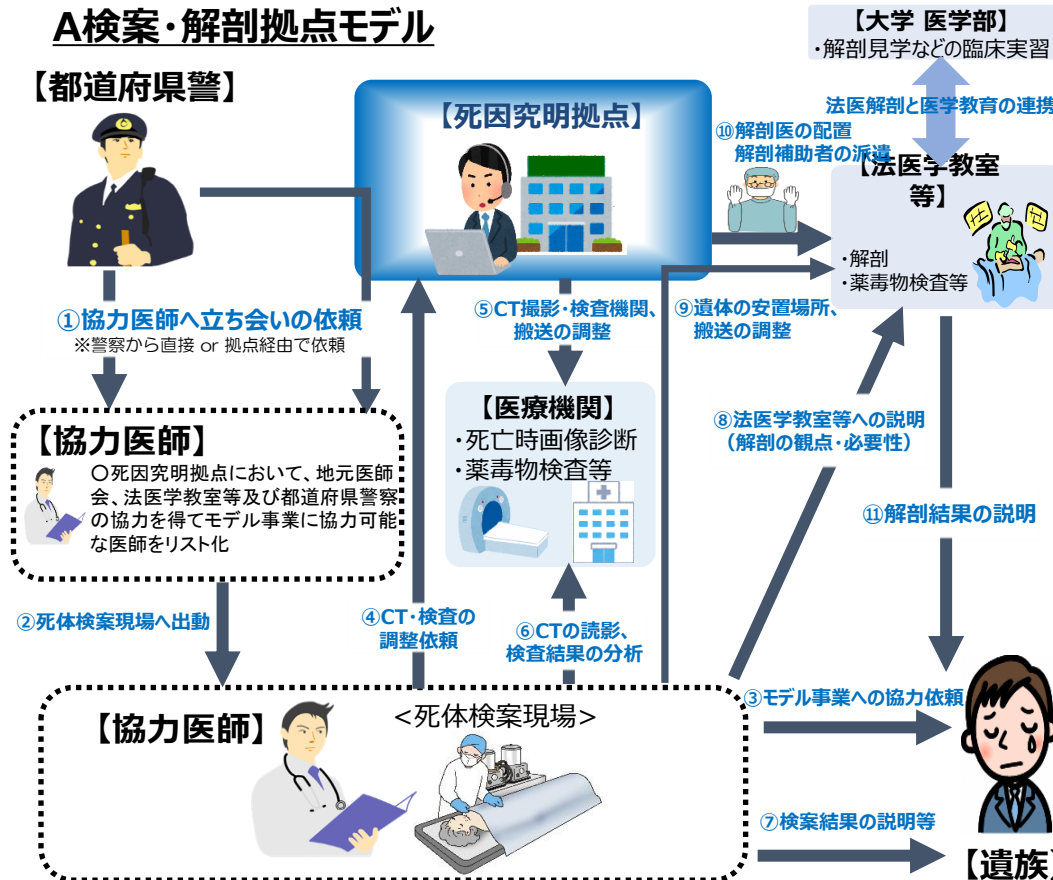
目的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和3年6月1日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

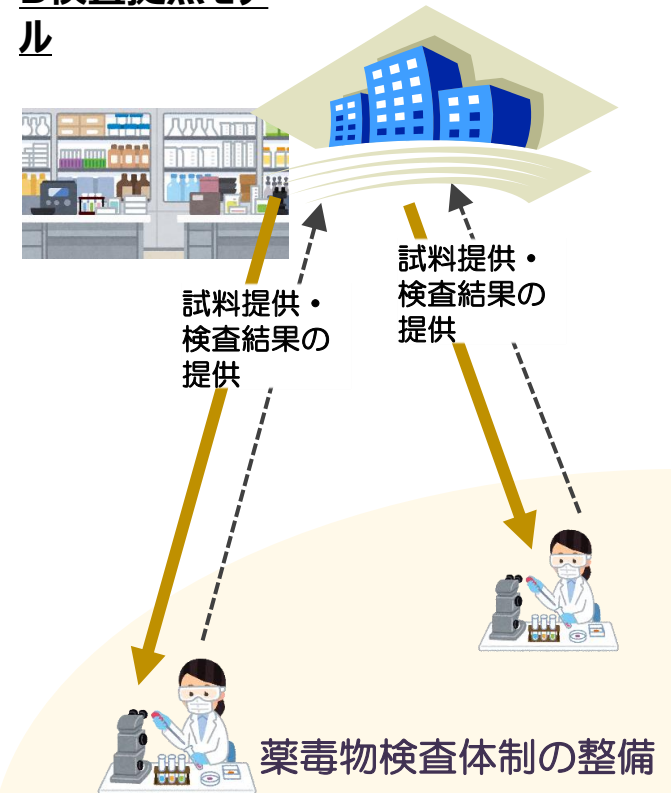
事業内容

地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案(※)・解剖拠点モデル**、**B検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。

(※)…医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること



B検査拠点モデル



(1)事業内容

地域における公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等を推進するための取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

(2)補助率、補助上限額

10 / 10、13, 603千円（令和5年度：12, 657千円）

(3)採択件数

5件（令和5年度：3件）

(4)事業の実施主体

都道府県または大学

事件捜査等のために行う司法解剖（刑事訴訟法）や調査法解剖（死因身元調査法）ではなく、公衆衛生の向上を目的とした承諾解剖※（死体解剖保存法）を指す。

※子どもの不慮の事故や乳幼児突然死症候群など、事件性はないが再発防止のために原因の分析が必要な場合や、死因がはっきりとしない場合等に実施。

【取組の具体イメージ】

・都道府県警察、法医学教室、地元医師会等の地域における死因究明に取り組む関係者と連携・協力の上、都道府県知事部局または大学に死因究明拠点を設置する。

・上記関係者の協力を得ながら、検案医をリスト化するとともに、事業実施に必要な人材（解剖医等）や遺体搬送等の手段を予め確保の上、事業に協力可能な警察署単位で公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等を実施する。

・大学医学部と連携し、法医解剖に係る解剖見学を実施するなど、可能な範囲で医学教育との連携を図る。

【補助対象となる経費】

- 検案・解剖拠点として必要な職員等の人件費や旅費、消耗品費、通信運搬費等
- 遺体の搬送や保管を葬儀業者等に委託する場合の委託費
- 薬毒物検査を行う検査キット等の購入費

など

※承諾解剖や死亡時画像診断の実施に必要な費用に対しては、別の国庫補助事業あり

課題

- 厚生労働省からモデル事業として適切と認められて採択されなければ、補助を受けることができない
- 仮に採択されたとしても、単年度事業であり、次年度以降の補助が約束されるわけではない

⇒次年度以降の財源確保の方法についても検討が必要

福井県の死因究明体制の現状

【法医の体制等（R4.5.1時点）】

- 法医解剖実施機関数・・・1件（福井大学）
- 常勤の法医数・・・1人

【解剖実施件率および死亡時画像診断実施率】

出典：都道府県における死因究明等の体制等に関する参考資料（厚生労働省）

		警察取扱 死体数	うち				解剖 実施率	うち 死亡時 画像診断 実施件数	死亡時 画像診断 実施率
			解剖 実施 件数	うち 司法 解剖	うち 調査法 解剖	うち その他 解剖※			
福井	R3	1,250	84	79	5	0	6.7%	264	21.1%
	R4	1,369	129	117	12	0	9.4%	260	19.0%
全国	R3	177,077	18,533	8,864	3,211	6,458	10.5%	16,579	9.4%
	R4	199,459	19,343	9,551	3,285	6,507	9.7%	18,275	9.2%

※その他解剖には、監察医制度のある都府県が行う行政解剖や公衆衛生の向上を目的とした承諾解剖を含む。

⇒ 令和4年中の解剖実施率は全国平均と同程度、死亡時画像診断実施率は全国平均以上

【現状の死因究明体制の課題】

事件性がない遺体に対して、解剖や死亡時画像診断を行うための制度、予算の位置づけがないため、体表の観察のみで死因を決定するケースが多い。



モデル事業（案）

○体表の観察に加えて、血液や骨髄液等の採取・検査を実施し、より精緻な科学的根拠を持って死因を特定する。

○検査を行っても死因が特定できない場合には、必要に応じて解剖を実施して死因を特定する。

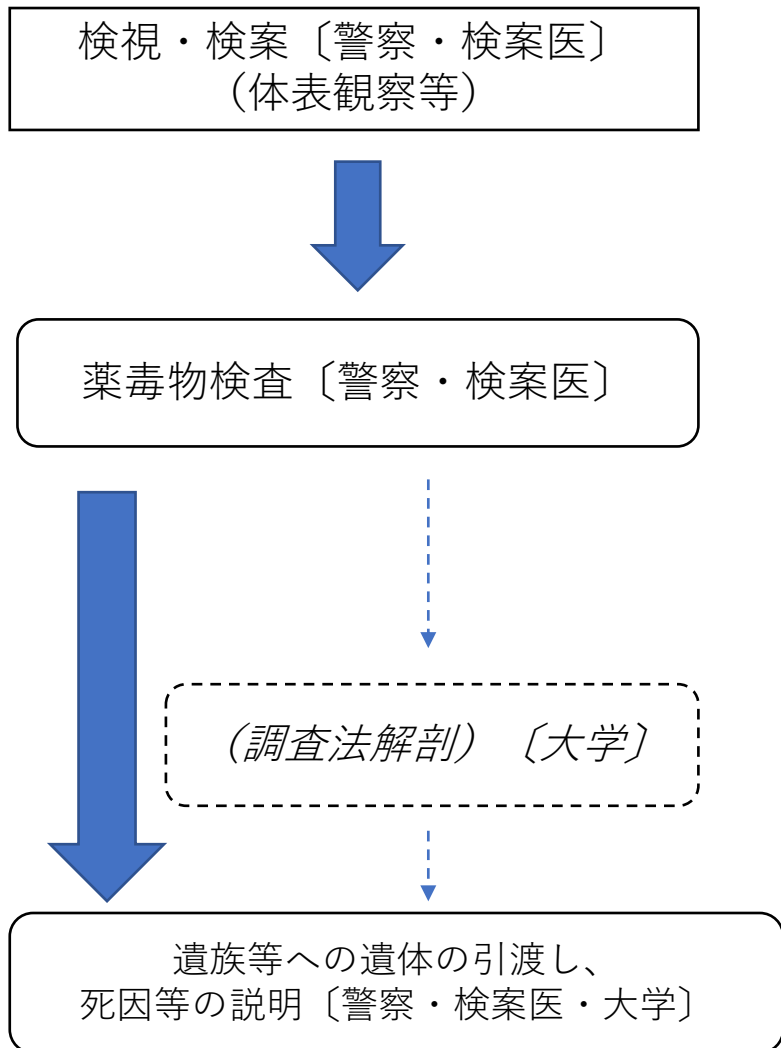
⇒現行の死因究明体制の精度を向上させることで、公衆衛生の向上に寄与

【事業スキーム】

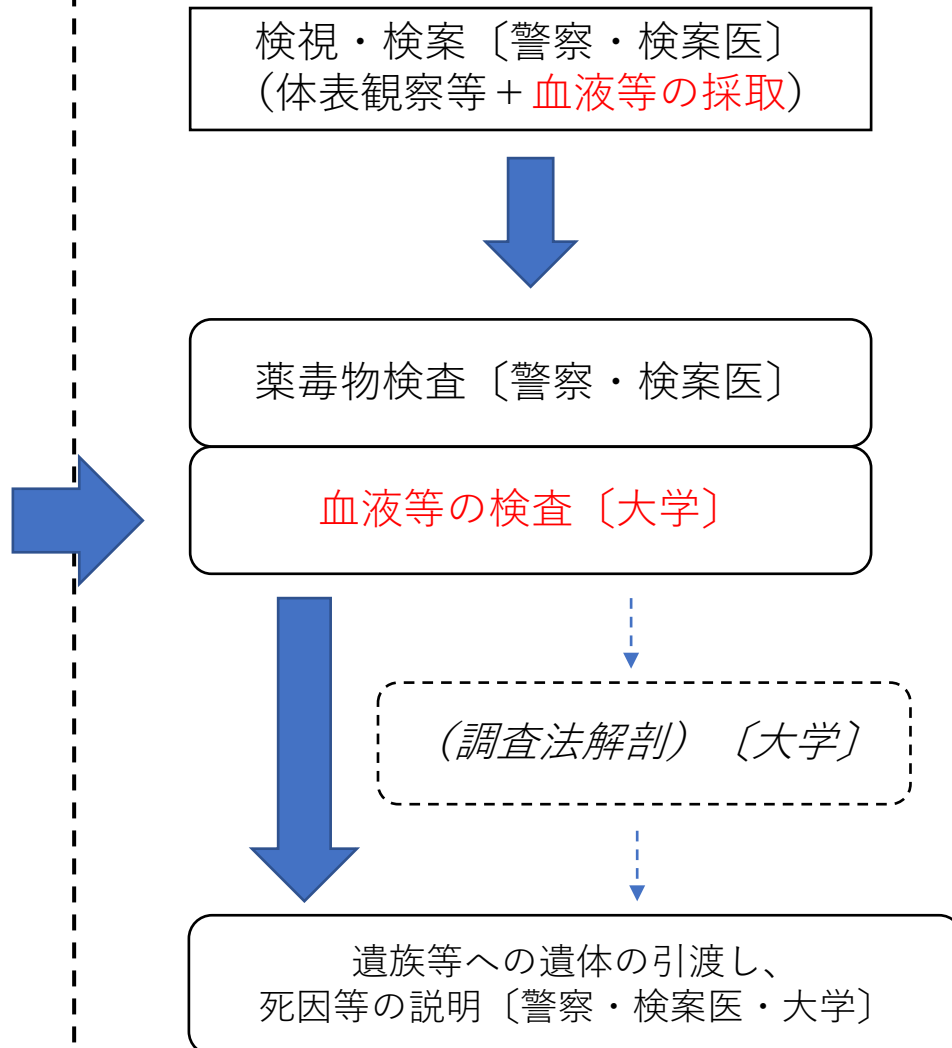
- ①検案の際に、検案医が血液や骨髄液等を採取
 - ②採取した血液や骨髄液等の検体を警察が大学へ搬送
 - ③大学で検体を検査し、検査結果を遺族へ説明
- ※死因が特定できない場合は、必要に応じて解剖を実施

福井県死因究明拠点整備モデル事業（案）

【現状】 ※事件捜査に関する対応を除く



【モデル事業】 ※事件捜査に関する対応を除く



検討が必要となる事項

- ・ 血液や髄液等の採取を行うことについて、検案医との合意形成、増加する負担に対するインセンティブ
- ・ 採取した検体を搬送することについて、警察との合意形成、対応が可能な実施範囲（警察署単位or県内全域）
- ・ 検査を行う大学との合意形成、対応が可能な検査件数
- ・ 血液や髄液の採取、検査を行うかどうかの判断基準
- ・ 血液や髄液の採取に必要な注射器やスピッツ等の確保、配備のスキーム

など



事業を実施するには、関係機関との調整や合意形成が不可欠だが、国が示すモデル事業のスキームと異なり、福井県独自のスキームとなることから、まずは、国の補助の活用が可能かを確認

地域医療課と厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室で協議

協議結果

【福井県からの説明】

- ・解剖の件数を増やしていく目的で新たな体制を構築するのではなく、通常の捜査体制の一環として行う中で、血液検査等により死因究明の精度を高めることを目的としている。
- ・福井県では公衆衛生の向上を目的とした解剖の件数はかなり限定的になることから、現行の調査法解剖の枠組みにおいて、必要に応じて対応。

【厚生労働省の回答】

- ・国のモデル事業は、あくまで公衆衛生の向上を目的とした解剖を推進するスキームであり、調査法解剖とは体制や予算等を明確に区別したものである必要がある。
- ・警察の捜査の対応とは異なるスキームの為、検体の搬送等についても、警察の通常業務の範囲外の対応としての整理が必要（運送業者委託等）。



当該モデル事業の予算は、公衆衛生の向上を目的とした解剖を増やしていく体制でなければ、ほとんど活用できないため、福井県としての申請の検討は見送り。